

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準
(案)

1 趣旨

地方独立行政法人法第28条及び第30条の規定に基づいて岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「精神科医療センター」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

2 評価の目的

評価委員会が行う評価は、精神科医療センターの業務運営の自主的、継続的な見直し及び改善を促し、精神科医療センターの業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。

3 評価の種類等

評価委員会が実施する評価の種類、対象、趣旨、実施時期は、次の表のとおりとする。

種 類	対 象	実 施 趣 旨	実 施 時 期
事業年度 評価	各事業年度における 中期計画の進捗状況	中期目標の達成に向けた中 期計画の進捗度の点検	当該事業年度の終了 後概ね5月以内
中期目標 期間評価	当該中期目標の期間 における中期目標の 達成状況	中期目標の達成、未達成の 確認	当該中期目標期間の 終了後概ね5月以内

4 評価の方法

(1) 評価の手法

評価は、その目的を効果的、効率的に達成するため、精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価の手法により行う。

(2) 評価項目

評価項目は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

①事業年度評価 別表第1

②中期目標期間評価 別表第2

(3) 評価基準及びその判断の目安

評価基準及びその判断の目安は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

①事業年度評価 別表第3

②中期目標期間評価 別表第4

(4) 評価の手順

評価の手順は次のとおりとする。

①精神科医療センターの自己評価の実施、業務実績報告書の提出

精神科医療センターは、この実施基準に定める評価の方法に基づき自己評価を行い、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、業務実績報告書として取りまとめ、必要により別途指示された資料を添付のうえ、当該事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

ア 事業年度評価

イ 中期目標期間評価

②評価委員会による検証

評価委員会は、提出された書類の審査及び関係者からのヒアリング等に基づき、精神科医療センターの自己評価結果の妥当性を検証する。

③評価書原案の作成及び提示

評価委員会は、検証結果に基づいて、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、精神科医療センターの意見も踏まえ評価書の原案を作成し、精神科医療センターに提示する。

ア 事業年度評価

イ 中期目標期間評価

④評価書の確定

評価委員会は、必要に応じ評価書原案に修正を加え、評価書を確定させる。

5 評価結果の取扱い等

(1) 評価結果の通知及び公表等

評価委員会は、評価書を確定したときは、遅滞なく当該評価書を精神科医療センター及び知事に送付するとともに、岡山県ホームページ等で公表する。

(2) 評価結果の活用

評価委員会は、評価実施の際、従前の評価結果等の精神科医療センターの業務運営への活用状況等を確認する。

6 評価の方法の継続的な見直し

この実施基準に定める評価の方法については、評価の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附則

この実施基準は、地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの平成19年度における業務の実績に係る評価から適用する。

別表第1 事業年度評価における評価項目

区 分	評 価 項 目 等
最小項目別評価	中期計画に記載されている最小項目ごとの年度計画の達成状況
大項目別評価	次の4つの大項目ごとの中期計画の進捗状況（中期目標に対応させるため、初番は第3からとする） 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項 第5 財務内容の改善に関する事項 第6 その他業務運営に関する重要事項
全体評価	中期計画全体の進捗状況

※ 事業年度評価は、最小項目別評価の結果を基に、大項目別評価、全体評価の結果を順次導くことを基本とする。

別表第2 中期目標期間評価における評価項目

区 分	評 価 項 目 等
最小項目別評価	中期計画に記載されている最小項目ごとの中期計画の達成状況
大項目別評価	次の4つの大項目ごとの中期目標の達成状況（中期目標に対応させるため、初番は第3からとする） 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項 第5 財務内容の改善に関する事項 第6 その他業務運営に関する重要事項
全体評価	中期目標全体の達成状況

※ 中期目標期間評価は、最小項目別評価の結果を基に、大項目別評価、全体評価の結果を順次導くことを基本とする。

別表第3 事業年度評価における評価基準及びその判断目安等

区 分	評 価 項 目 等		
	評点	評 価 基 準	判 断 の 目 安
最小項目別評価	5	年度計画を十二分に達成	制度、仕組み（計画等の策定含む以下同様）が十二分に整備され、他精神科病院の模範となるような優れた機能を発揮している場合
	4	年度計画を十分に達成	制度、仕組みが十分に整備され、現実的な機能を発揮している場合
	3	年度計画を概ね達成	制度、仕組みが整備されている場合
	2	年度計画はやや未達成	制度、仕組みの整備が検討段階である場合及び取組の遅延が認められる場合
	1	年度計画は未達成	制度、仕組みの整備に関し取組が行われていない場合
大項目別評価	評点	評 価 基 準	判 断 の 目 安
	⑤	中期計画の進捗は優れて順調	4. 0以上
	④	中期計画の進捗は順調	3. 3以上3. 9以下
	③	中期計画の進捗は概ね順調	2. 6以上3. 2以下
	②	中期計画の進捗はやや遅れている	1. 9以上2. 5以下
	①	中期計画の進捗は遅れている	1. 8以下
	原則、当該大項目に係る最小項目別評価の評点の平均値（小数点以下第2位四捨五入）で区分する。		
全体評価	大項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、総合的な評価を行う。		

別表第4 中期目標期間評価における評価基準及びその判断目安等

区 分	評 価 項 目 等		
	評点	評 価 基 準	判 断 の 目 安
最小項目別評価	5	中期計画を十二分に達成	制度、仕組み（計画等の策定含む以下同様）が十二分に整備され、他精神科病院の模範となるような優れた機能を発揮している場合
	4	中期計画を十分に達成	制度、仕組みが十分に整備され、現実的な機能を発揮している場合
	3	中期計画を概ね達成	制度、仕組みが整備されている場合
	2	中期計画はやや未達成	制度、仕組みの整備が検討段階である場合及び取組の遅延が認められる場合
	1	中期計画は未達成	制度、仕組みの整備に関し取組が行われていない場合
		評点	評 価 基 準
大項目別評価	⑤	中期目標を十二分に達成	4. 0以上
	④	中期目標を十分に達成	3. 3以上3. 9以下
	③	中期目標を概ね達成	2. 6以上3. 2以下
	②	中期目標はやや未達成	1. 9以上2. 5以下
	①	中期目標は未達成	1. 8以下
		原則、当該大項目に係る最小項目別評価の評点の平均値（小数点以下第2位四捨五入）で区分する。	
全体評価	大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標の達成状況全体について、総合的な評価を行う。		